

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>（1）動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">牛等</td> <td style="text-align: center;">ア （略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">豚、鶏又</td> <td style="text-align: center;">ア （略）</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	牛等	ア （略）	豚、鶏又	ア （略）	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>（1）動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第1欄</th> <th style="text-align: center;">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">牛等</td> <td style="text-align: center;">ア （略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">豚、鶏又</td> <td style="text-align: center;">ア （略）</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	牛等	ア （略）	豚、鶏又	ア （略）
第1欄	第2欄												
牛等	ア （略）												
豚、鶏又	ア （略）												
第1欄	第2欄												
牛等	ア （略）												
豚、鶏又	ア （略）												

はうずら	イ 豚(いのししを含む。以下この表において同じ。)又は馬に由来する血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済豚血粉等」という。)ウ～ク (略)
養殖水産動物	ア～コ (略)
蜜蜂	ア～エ (略)
(2)～(5) (略)	
3～5 (略)	

はうずら	イ 豚又は馬に由来する血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済豚血粉等」という。)ウ～ク (略)
養殖水産動物	ア～コ (略)
蜜蜂	ア～エ (略)
(2)～(5) (略)	
3～5 (略)	